

差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）

令和 5 年度の報告

障害者差別解消法に規定する障害者差別解消支援地域協議会の機能を持つ会議です。

令和 5 年度は、改正差別解消法が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることから、合理的配慮の提供と差別の解消に向けて、障害のある当事者の方から、合理的配慮が必要だと感じることや、差別の解消に向けての自身の体験や思いを発表いただきました。

発表後に当事者を交えてグループワークを行い、構成員からは、「言葉は凶器にもなる。一言が差別になっていないか、気をつけたい」「お互いに、違うところを見つけるよりも、自分も許容し、相手にも許容してもらうことが大事だと思う」「資料では顔が見えない、当事者の顔が見える会を開くことは大事」といった意見が挙げられました。

| 回 | 開催日 | 実施内容概要 | 参加数 |
|---|-----------------|--|------|
| 1 | 令和 5 年 7 月 18 日 | <p>1 帯広市より報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談事例の報告 ・民間事業者の合理的配慮の提供義務化について ・障害者差別解消推進事例集を更新について <p>2 当事者発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私たちが今伝えたい事」 <p>～合理的配慮の提供と差別の解消に向けて～</p> <p>身体、精神、知的、難病の当事者から、合理的配慮が必要だと感じることや、差別の解消に向けての自身の体験や思いを発表いただいた。</p> <p>3 グループワーク</p> <p>各グループに 2 の発表者が加わり、自己紹介、2 の感想、日々の業務の中で気になる事等について、意見交換を行った。</p> | 32 名 |